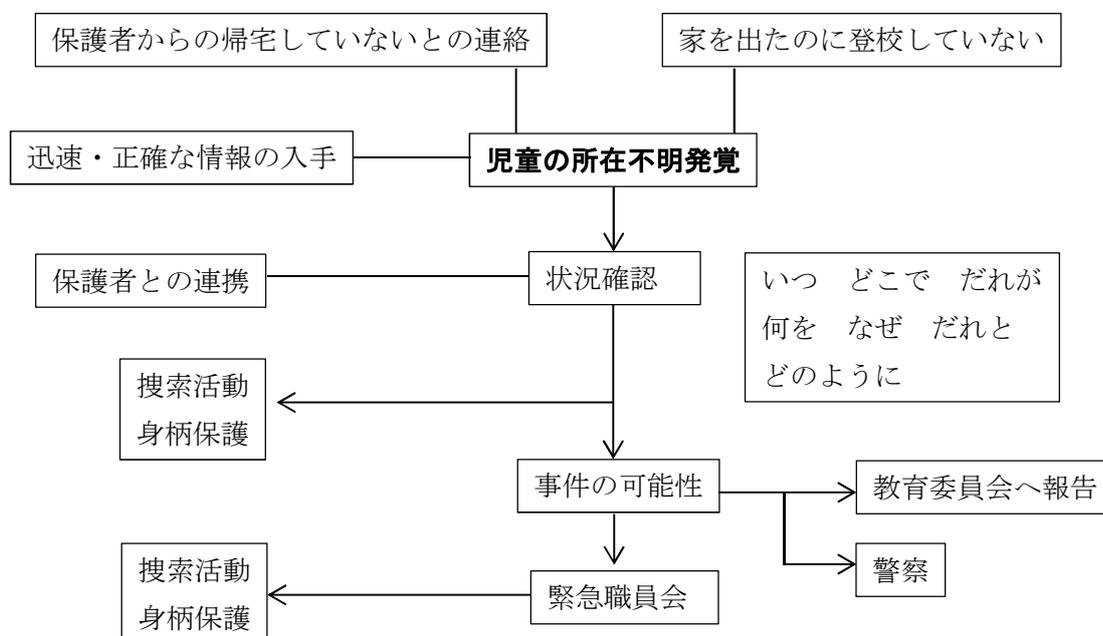


3 児童の所在不明

児童が家を出たのに登校していない、下校したのに帰宅していない、放課後遊びに行った後帰宅していないなどの所在不明の連絡があった場合、速やかに副校長・校長に報告する。管理職は、所在不明児童の情報収集方法や今後の対応策について担任と共に検討すると同時に、状況に応じて捜索するように指示を出したり、保護者・警察と連携を取ったり、緊急職員会を招集したりして、児童の所在を一刻も早く明らかにするよう行動する。情報収集においては、保護者から置手紙の有無や、金品の持ち出し、親類・友人宅などへの立ち寄りの可能性を確認しておく必要がある。

探索活動においては、警察と連携を図りながら行い、捜索は可能な限り複数の教職員を動員する。また、重複捜索を避けるためにも状況を定期的に管理職に報告して指示を受ける。

◆児童の所在不明時のマニュアル



所在不明が結果的に家出であった場合、原因の背景は複雑で特定しにくい場合や、家出の理由をすぐに話したくない場合があるが、一方的に児童を責めるのではなく、継続的に担任はスクールカウンセラ一等と連携を図り、児童からの心のサインを読み取り、理解を深めなければならない。